

86 「教育協働」における都道府県の具体的な（現実的な）役割?! ○県の場合?!

堂本 彰夫

(1) 届いた、○県の情報（資料）！まずは、そこにおける「社会教育主事配置状況」を見てみると！

このところ、○県の、「社会教育委員の会議答申」（新しい地域づくりの担い手の育成に向けて～今後の青少年教育施設の在り方について～）に関わって、若干の考察、そして幾つかの提案？をなしてきている私であるが、このほど、同県の生涯学習推進センターのSさんから、新たな情報（資料）が届いた！私に、その情報（資料）を届ける義務？は、彼にはまったくないのであるが、それが送られてきたということは、何らかの思いを、私に伝えたいということでもあろう！率直に、嬉しいし、彼のやる気も、その限りにおいて、大いにあるということである?!ただし、少しだけ、心配？していたことは事実である?!とは言え、みんな日々の職務で精一杯であり、私とのつきあい？のような、言わばプラスアルファ的な部分？には、なかなか手（気？）が回らないのも事実であらう?!それはそれで、仕方がないことである?!

それはともかく、改めて、その送られてきた情報（資料）とは、「令和3年度各市町村における社会教育主事配置状況」と「令和2年度生涯学習講座の実施状況調査報告書」というものであった。前者は、現在の41市町村（平成2年4月頃は、確か54市町村あった?!）の社会教育主事の配置状況を、配置義務「有」と「無」の市町村に分けて、それぞれ示したものである。後者は、令和2年度の、その市町村の「生涯学習講座の実施状況」（各市町村教育委員会が直接実施した講座や公民館講座等の講座名、講座数、講座内容、対象者、受講者数等）をまとめたもので、平成11年度から毎年実施されているというものである（調査自体は、本当にいいことである!）。

そこで、ここでは、まずは、前者の「社会教育主事配置状況」について見てみたい。と言うのも、この状況については、現在の私の、目下の最重要関心事でもあるからであるが、全国的に見て、その配置状況は、ますます厳しいものとなっている?!したがって、地元の○県では、現在、具体的には、どのようになっているのか？その辺りの内実を知りたいと思うからである。結果は、ある意味予想通りであるが、問題は、これでよいのか？時代状況であるから、ある意味仕方がないと、現状を追認すればよいのかである?!とにかく、配置義務「有」の市町村と「無」の町村にあっては、その数、率は、圧倒的に異なっているわけであるが、それにしても、その中には、幾つか懸念される状況・傾向もあるのである！

しかるに、少し詳細を見てみると、その「配置義務有市町村」(23)にあっては、6市町村が「発令無」となっており（発令率73.9%）、一方の「配置義務無町村」(18)にあっては、1村だけが、「発令有」となっており（発令率、僅か5.6%）、かなり深刻な状況となっているのである。ちなみに、トータルにすれば、「発令有」が43.9%であるが、それでも半数以下となっており、しかも、発令者は、ほとんどが1人であり（2人が3市村、3人が1市）、総数は23人である！

なお、ここで配置義務が無いということは、「人口1万人未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができる」という、社会教育法上の規定（昭和34年の「附則」）を受けてのものである（何故か、今でも、それだけが、亡霊のように生きているわけである?）。ただし、私の認識では、そうした町村にあっては、以前は、ほとんど社会教育主事が配置されていたように記憶している（県からの「派遣社会教主事制度」もあった!）?!やはり、事態は、相当悪化してきたということである（「当分の間」どころではないのである!）?!なかには、教育委員会内に有資格者がいても（22市町村がそうである。配置義務「有」市町村が16、配置義務「無」町村が6）、発令がない市町村が11市町村（配置義務「有」5+配置義務「無」6）、そして、配置義務「有」であっても、発令、有資格者共に、0である町もあるのである！

(2) 改めて、何故、こんなことになっているのか？市町村の窮状、そして本音は？

ということで、以上は、端的に言えば、各市町村の認識度合いの違い（結局は、そういうことである!）を示すものと言えるが、いずれにしても、問題は、改めて、何故、こんなことになっているのか？そこにある、個々の市町村の窮状、そして本音？は、どうなっているのかである?!今回の調査では、これに関わって、質問：「社会教育主事を配置（発令）しない理由」「社会教育主事の配置（発令）や社会教育主事の養成等についての意見や要望」、参考質問：「令和3年度社会教育主事講習[B]沖縄会場への受講について」がなされており、それぞれの回答が、まとめられている。ここでは、それぞれの回答を、すべて紹介することは出来ないが、ある意味一般的な窮状、そして、その背後にある本音？が、そこには示されているように思われる！

すなわち、「一人の職員に社会教育主事を発令すると、他の職員の職務にしわ寄せがくる（多忙となる?）」、「有資格者がいない」、「他の職員（管理職）が兼務しているので、事実上不要である」、「財政難、人材確保が困難である」「必置制ではない」といったところであるが、良く？言えば、特別な「専門職」（「教育公務員特例法」に基づく専門的教育職員）配置への余裕の無さ（職員配置の脆弱性/予算・定員数）、悪く？言えば、「社会教育主事」配置への意識の低さ（無頓着？見て見ぬふり?）が、その窮状の原因であることが、今回の調査からも明らかである！

ただし、「置かなくてもよい? (許される?)」というような本音?が、かなり顕在化してきているとも言えるであろう?!しかも、多くの当事者達は、それを窮状と捉えていない?!

したがって、「社会教育主事の配置 (発令) や社会教育主事の養成等についての意見や要望」、参考質問:「令和3年度社会教育主事講習[B]沖縄会場への受講について」でも、それに伴うマイナス?回答が寄せられている?!しかしながら、そうした窮状や困難を打開するために、資格取得のための改善策が採られてきているわけであるので (主事講習期間の短縮、複数年度での受講可、そして、O県では、東京国社研の講習の遠隔受講の存在)、何ともならないわけでは決してないとは言えるであろう?!

尤も、そうは言っても、O県の場合は、たとえ便利な?遠隔受講であっても、受講場所の県都N市に通ったり、現地投宿したりすることは、職員数の少ない町村あるいは遠隔離島の市町村にあっても、事情は、あまり変わらない (変えられない?) とも言えるであろう (ただし、そうした町村・離島にあっても、計画的に受講者を送ってきているところもあることはある! 聞くところによると、それは、当地の教育長の差配の賜物?でもあるようである? しっかりした教育長がいるものである!)?! いずれにしても、今後の推移が、(大いに?) 気になるところではある?!

ちなみに、ここでは、まだまだその必要性はないのかもしれないが、さらなる情報として、発令を受けている当該者が、どこに配属されているのか (「公民館」等、あるいは「首長部局」?)、そうした情報も欲しいものである?! 何故なら、例えばU市は、3人の発令となっているが (昨年から?)、そのうちの2人は、確か?公民館の所属である?! また、北部のN市では、2年くらい前?までは、発令は教育委員会、配属先は市長部局となっていたように思う (今後、こうした多様な配属状況は、さらに進むのかもしれない?)?!

また、例の「社会教育士」の自称状況が、どうなっているのか (誰が、どういう立場/勤務場所で名乗っているのか等!)? そうした情報も、是非とも、合わせて入手して欲しいものである (ただし、その把握は、現実には、かなり難しいことではあるが?)?!

(3)そこで、県として、どのように臨むのか?そこに、有効なヴィジョン、方策はあるのか?!

次に、折角であるので、「令和2年度生涯学習講座の実施状況調査報告書」についても、少し見てみることにしたい。ここでは、「対象別学級・講座」<青少年、成人一般、女性のみ、高齢者のみ、その他(複数)>、「学習内容別学級・講座」<教養の向上(教養/趣味・稽古ごと)、体育・レクリエーション、家庭教育・家庭生活、職業知識・技術の向上、市民意識・社会連帯意識、指導者養成、その他>及びそのクロス集計の結果が示されている。もちろん、ここでは、その詳細は紹介出来ないの、最後に示されている「まとめ(総括?)」の部分掲げておきたい!

まず、「受講者数」については、「平成29年度167,674人で過去最高を記録しその後、令和元年度まで160,000人を超えていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で46,197人であった。また、YouTube配信等で正確な受講者数が把握されていない講座もあった。令和2年度地区別受講者数を、人口比率で比較するとM地区15.4%で最も高く、続いてK地区8.4%、N地区の3.4%と昨年同様の順になっている。県全体では3.2%であった。」とされている。

そして、全体的な「総括」としては、「令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、予定していた多くの講座が中止になり、様々な想定外が現実化した。しかし、このような状況の中、感染拡大予防対策を徹底した講座開設やYouTube、Zoomでの配信で講座を提供した市町村もあり、今後、学びを止めないためにも参考になる取組である。ポスト・コロナでは、単に元に戻るのではなく、これまでの集合・対面講座とオンライン講座のそれぞれの良さを生かすことのできる講座内容や受講方法を検討し、地域住民へ学びを提供していくことが必要になってくるであろう。…県教育委員会としては、本調査結果と「令和2年度O県生涯学習に関する県民意識調査報告書」の活用、また、本県生涯学習振興課と各市町村生涯学習関係機関及び、『社会教育士』との連携・協働を深め、地域社会の多様な分野における学習活動の支援を通じた、人づくりや地域づくりを促進し、ニューノーマル(新しい日常)時代の生涯学習社会の充実・活性化に努めていきたい。」とある!

ということで、こうした調査結果を受けて、県として、どのように臨むのか?そこに、有効なヴィジョン、方策はあるのか?! そういったことが、注視的となるわけであるが、特に、今の私からすれば、その中の『社会教育士』との連携・協働の部分に気がなってくることになる! 何故なら、一方の「社会教育主事」の養成(配置)については、今のところは、改善の見込みはなく、少しだけ?期待がもてるのが、本人や当該資格(呼称)を欲している事業所(「青少年の家」等を受託している「指定管理者」等)が、実際にい(あ)るということ、そして、彼らの活躍次第では、社会教育主事の大幅減少のマイナス面を、事実上カバーする(あるいはそれを越える?)ことも出来るという期待が、一方であるからである(少なくとも、数字の上で?)!

ただし、ここで留意すべきは、その「社会教育士」にあっても、個人の名乗りだけでは、ほとんど何も変わらず(当該者には、大変申し訳ないが!)、その実態を常に掴み、彼らとの連携・協働の場面(舞台?)を創っていかなければ、おそらく彼らの活躍の場所はない(名乗る意味がない?)?! だからこそ、県は、彼らの、具体的で、かつ実質的な活躍場面(システム)を、市町村や関係諸機関、そしてNPO法人等と連携・協力して、創り出していかなければいけないのである! 資格取得のための講座受講の機会提供だけでは、やはり不十分なのである!